

令和6年9月24日

内閣府特命担当大臣 加藤 鮎子 様
(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画 孤独・孤立対策)

埼玉県知事 大野 元裕

保育の公定価格における地域区分及び支給割合の見直しに係る要望

埼玉県における福祉行政の推進につきまして、日頃より格段の御指導及び御協力を賜り深くお礼申し上げます。

埼玉県では、「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けて待機児童対策に取り組んでおり、保育士の確保が喫緊の課題となっておりますが、保育士給与の原資となる公定価格が低く設定されているため、埼玉県の保育士の給与水準が近隣都県と比較して低く、保育人材の確保に大きな支障をきたしております。

そこで、保育の公定価格における地域区分及び支給割合が、実際の経済的状況や地域情勢を適切に反映していないとして、その見直しを何度も要望しておりますが、未だ是正されておられません。

先月に発表された令和6年人事院勧告では、国家公務員の地域手当の大きくくり化や級地区区分等の見直しがあり、埼玉県においては原則5級地(4%)と示されたところです。

これまで国は、保育士の給与の原資となる保育の公定価格における地域区分及び支給割合について、人事院勧告に準拠して定めておりました。

今後、保育の公定価格における地域区分及び支給割合が、これまでと同様、国家公務員の地域手当の級地区区分及び支給割合に準拠して設定された場合、埼玉県の多くの市町村の公定価格が引き下げられる一方で、東京都の公定価格は、23区では変更はなく、23区を除いた地域は全体的に引き上げられることとなります。

この場合、東京都の23区に隣接する県南部の自治体との差がますます拡大するだけでなく、23区を除いた地域に隣接する県内自治体との間においても、これまで以上に差が拡大又は支給割合が逆転することになってしまいます。

このような対応がなされる場合、保育行政の後退であり、政府の「こどもまんなか社会」の実現が有名無実なものになると言わざるを得ません。

つきましては、保育人材の確保に更なる支障が生じないよう、下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

保育の公定価格における地域区分及び支給割合の設定に当たっては、隣接する市区町村の間で公定価格に大きな差が生じないよう、国家公務員の地域手当の級地区区分及び支給割合だけでなく、以下に挙げる事項を考慮するなど、地域の実情を十分に反映し、現在の水準以上とすること。

- ・ 住民の県外就業率が高い地域については、就業先の地域区分及び支給割合との均衡や居住地の平均所得を考慮
- ・ 保育の運営に当たっては、不動産の賃借料等も含まれることから、公示価格を考慮
- ・ 都道府県を超えた広域的な区分を考慮